

恵那西工業団地

分譲募集要項



令和4年5月

(令和4年7月 一部修正)

岐阜県恵那市

恵那市土地開発公社

目次

I	分譲の概要	
1	募集の趣旨	3
2	実施主体	3
3	恵那市の概要	3
4	分譲対象物件	4
II	提案事業者の資格等	
1	用語の定義	7
2	提案事業者の業種	7
3	提案事業者の資格	7
4	失格要件	8
III	土地の譲渡条件	
1	最低譲渡価格	9
2	土地の分譲条件	9
IV	募集手続き	
1	スケジュール	13
2	募集要項の配布	13
3	質問書の受付・回答	13
4	提案書類の受付	14
5	提案書類等の取扱い	15
V	事業者の選定	
1	審査の方法	17
2	審査基準	17
3	審査結果の通知	18
VI	違約金	18
VII	その他	18
●	助成措置のご案内	19

I 分譲の概要

1 募集の趣旨

恵那西工業団地は、市内の工業用地が不足している中で、新たな企業の積極的な誘致により、雇用機会の創出と地域経済の発展を目的として、恵那市と開発事業に関する基本協定を締結した恵那市土地開発公社が整備している恵那市内で6番目となる工業団地です。

恵那市は、岐阜県の南東部に位置し、愛知県と長野県に隣接した、山紫水明の豊かな自然に恵まれた地域です。恵那西工業団地への交通アクセスとしては、名古屋市中心部から車で1時間圏内、中央自動車道恵那ICから4km、国道19号線から1kmの至近距離にあり、交通便利性に大変優れた立地環境となっています。将来的には、令和9年に開業が予定されているリニア中央新幹線の「(仮称)リニア岐阜県駅」から約10kmに位置し、首都圏との往来についても大変利便性のある場所になります。

また、今回分譲する場所は丘陵地であり水害の心配もなく、強固な地盤であり、近年心配されている自然災害についてもリスクが低い場所となります。

今回の分譲に当たっては、地域経済への波及や新たな就労の場の創出など恵那市のさらなる産業発展の一翼を担うのにふさわしい先進的かつ発展的な企業を対象に、恵那西工業団地への立地を希望する企業を募集いたします。

2 実施主体

(1) 募集者 恵那市土地開発公社 (以下「公社」という。)

(2) 事務局 恵那市 商工観光部 商工課 企業誘致推進室

〒509-7292

岐阜県恵那市長島町正家一丁目1番地1 恵那市役所

TEL : 0573-26-2111 (内線395, 396) FAX : 0573-26-2861

E-mail : kigyoyuchi@city.ena.lg.jp

3 恵那市の概要

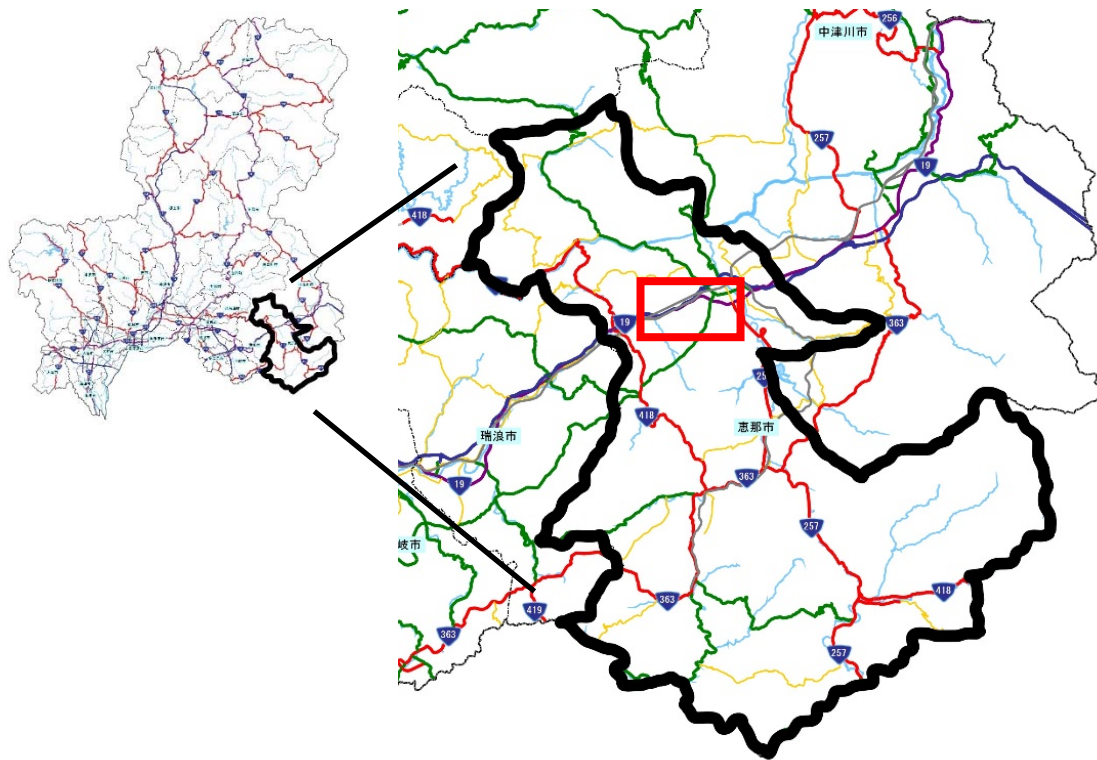
市の人口	47,774人 (令和2年国勢調査)
市の生産年齢人口	25,118人 (令和2年国勢調査)
市の世帯数	18,158世帯 (令和2年国勢調査)
市の面積	504.24km ²
市役所の位置	東経137度24分46秒、北緯35度26分57秒、海拔：278.5m
気温	最高：37.1℃ 最低：-8.2℃ 平均：13.8℃
降水量	年間：1,944mm 日最大：116mm

※ 生産年齢人口は、15歳以上65歳未満の人数です。

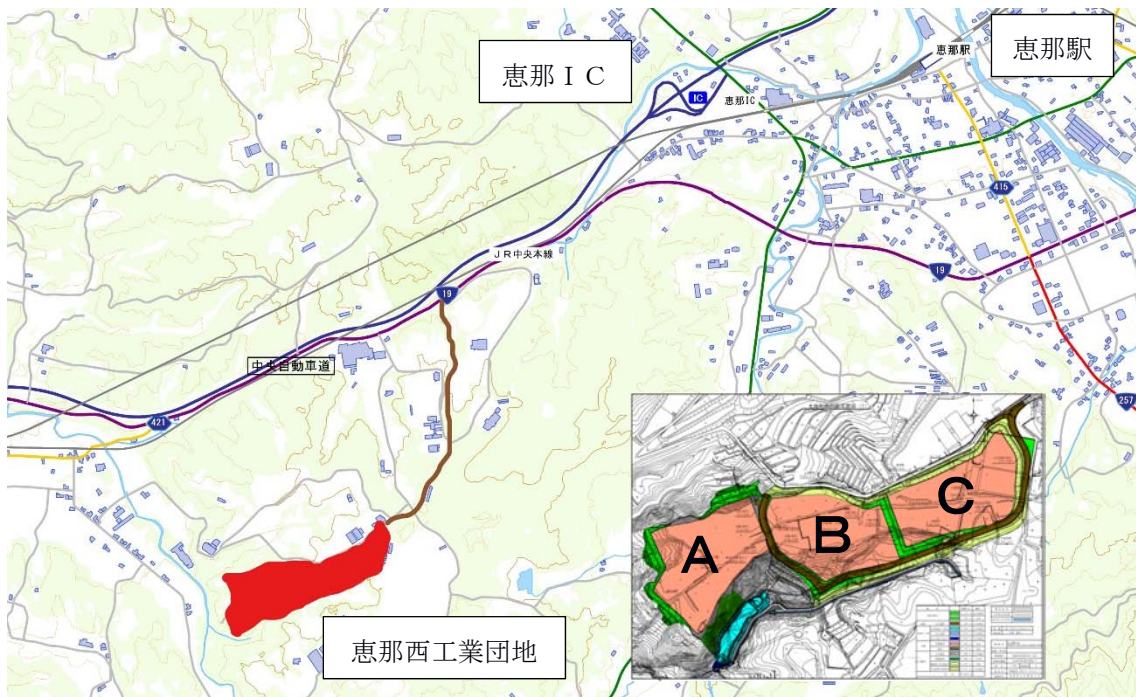
※ 気温、降水量は平成29年～令和3年の5年間の平均です。

4 分譲対象物件

(1) 対象地の位置



拡大図



(2) 対象地の概要

開発行為許可	令和3年9月17日 岐阜県指令東建築第92号		
所在地	岐阜県恵那市武並町竹折字折坂 及び 三郷町野井字北山 地内		
区画数	3区画		
	A区画	B区画	C区画
分譲面積	43,544.32㎡	35,061.21㎡	42,121.24㎡
平場面積	33,846.82㎡	30,827.05㎡	30,946.04㎡
造成計画高(平場)	373.30m	372.70m	382.29m
造成工事完成	令和5年9月(予定)		
分譲地引渡し	令和6年1月(予定)以降		

※ 記載している面積、造成計画高は、設計時のものです。正式な面積は、土地譲渡前に確定測量を行い、分筆後の不動産登記(土地)により確定します。

(3) 都市計画法等の規制

都市計画区域	非線引き区域
用途地域	工業専用地域
建ぺい率	60%
容積率	200%

(4) 工場立地法の規制

生産施設面積割合	30%以内~65%以内(業種による)	※修正あり
緑地面積割合	20%以上	
環境施設面積割合	25%以上(緑地面積を含む)	

※ 製造業の場合は、工場立地法の届出が必要となります。

※ 工業団地特例の適用予定であり、同法に基づく緑地の設置を大幅に省略できる予定です。

(5) 施設等の概要

用水	上水道	恵那市上水道（団地内市道歩道敷に整備中） ※工業団地全体で供給量は200m ³ /日まで
	工業用水	なし
	地下水	不明 ※揚水可能量の調査は実施していません
排水	汚水	敷地内で適切に処理後、調整池を介し河川に放流 ※合併浄化槽の設置が必要
	雨水	敷地内側溝から、調整池を介し河川へ放流
電力	普通高圧	中部電力パワーグリッド(株)
	特別高圧	中部電力パワーグリッド(株)と要協議 ※77kV送電線近接
ガス	プロパンガス	取扱い事業者
通信	電話・通信	西日本電信電話(株)（電話等） (株)アミックスコム（光通信等）

(6) アクセス

国道	国道19号線榎ヶ根交差点まで約1 km ※国道19号線瑞浪恵那道路（事業中）まで約500m （令和9年以降）（予定）
高速	中央自動車道恵那ICまで約4 km
鉄道	J R 中央線恵那駅まで約4 km ※リニア中央新幹線（仮称）岐阜県駅まで約10km （令和9年以降）（予定）
空港	中部国際空港まで約111km 県営名古屋空港まで約64km
港湾	名古屋港（金城ふ頭）まで約89km

II 提案事業者の資格等

1 用語の定義

(1) 提案事業者

本募集要項の記載内容を承諾し、提案書類を提出した者としてします。

(2) 事業予定者

提案事業者のうち、本募集要項V 2の審査結果を踏まえ、公社が事業者として決定した者としてします。

(3) 物件取得者

事業予定者のうち、公社と土地売買契約を締結した者としてします。

2 提案事業者の業種

(1) 製造業（日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）（以下「産業分類」という。）で定める大分類Eの製造業をいう。）

(2) 情報通信業（産業分類で定める大分類Gの情報通信業をいう。）

(3) 運輸業・郵便業（産業分類で定める大分類Hの運輸業・郵便業をいう。）

(4) 学術研究及び専門・技術サービス業（産業分類で定める大分類Lの学術研究及び専門・技術サービス業のうち、中分類71の学術・開発研究機関及び中分類74の技術サービス業（他に分類されないもの）をいう。）

(5) 植物工場（植物の生育環境（光、温度、湿度、二酸化炭素濃度、養分、水分等）を制御して栽培を行う施設園芸のうち、環境及び生育のモニタリングを基礎として、高度な環境制御を行うことにより、野菜等の植物の周年・計画生産が可能な栽培施設をいう。）

(6) データセンター（通信回線を利用して顧客の提供データをコンピュータにより集約的に管理するとともに、データ処理システムの構築又は運用等について付加的な価値の提供を行う施設をいう。）

3 提案事業者の資格

(1) 提案事業者が本募集要項II 2の業種であること。

(2) 譲受申出価格が本募集要項III 1に記載する最低譲渡価額以上であること。

(3) 指定期日までに譲渡代金（譲渡価格）の支払いが可能であること。

(4) 提案する事業を円滑・計画的に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有していること。

(5) 提案する事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。

(6) 提案事業者が次の①から⑤までのいずれにも該当しないこと。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく市の入

札参加資格制限基準による入札参加の資格制限に該当していないこと。

- ② 市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
 - ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、会社更生法に基づく再生計画の認可を受けている者又は民事再生法に基づく再生計画の認可を受けている者においては、資格を認める場合があるため事前に相談すること。）。
 - ④ 国税及び地方税について滞納していないこと。
 - ⑤ 恵那市暴力団排除条例（平成24年9月28日条例第31号）第2条第1号に規定する暴力団、第2号に規定する暴力団員及び第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- （7）参加資格の確認基準日は、提案申込の日とします。

4 失格要件

提案事業者が以下のいずれかに該当すると市公社が判断した場合は、その提案事業者は失格とします。なお、提案内容の審査により事業予定者として決定した場合でも、契約締結までの間に当該失格事由に該当することが判明した場合は、決定を取り消すものとします。

- （1）提出書類に虚偽の記載があるとき。
- （2）提出書類に不備があり、補正が困難であるとき。
- （3）提案事業者の資格条件に違反しているとき。
- （4）審査における便宜を図ることを依頼する等、審査の公平を害する行為があったとき。
- （5）その他不正行為があるとき。

Ⅲ 土地の譲渡条件

1 最低譲渡価格

最低譲渡価額は下表のとおりとします。

区画	区画面積	平場面積	最低譲渡価格
A	43,544.32㎡	33,846.82㎡	627,486,000円
B	35,061.21㎡	30,827.05㎡	578,300,000円
C	42,121.24㎡	30,946.04㎡	578,229,000円

※ 記載している面積は、造成工事前の設計時のものです。分譲予定面積にて契約を締結しますが、造成工事後に確定測量を行い、分譲面積が変更となった場合には、土地引渡前に面積と売買金額の変更契約を締結します。

※ 最低譲渡価格に達していない提案は失格とします。

2 土地の分譲条件

(1) 土地利用の用途

物件取得者は、提案申込時に提出した土地利用計画書等に従い、本件土地全体を土地利用計画に基づく用途に供し、土地引渡後10年間（以下「指定期間」という。）は、その用途に供するものとします。

なお、事業遂行に当たって、やむを得ない事情により、提案申込時に提出した土地利用計画書等を変更する場合には、事前に文書により市に申請し、承認を得てください。ただし、本募集の趣旨を損なうような変更や第三者への転売・転貸等は認めません。

(2) 土地の売買契約及び引渡し等

- ① 売買契約については、審査結果通知後に事業予定者に決定した者と速やかに契約を締結します。
- ② 契約締結の15日以内に契約保証金（譲渡価格の10%）を市公社に支払ってください。
- ③ 事業予定者の責により契約を締結しないときは、第2順位の提案事業者を事業予定者として決定し、契約を締結します。
- ④ 上記③において、新たに事業予定者として決定された者は、契約締結の15日以内に契約保証金（譲渡価格の10%）を市公社に支払ってください。
- ⑤ 物件取得者は、造成が完了し、土地の引渡しが可能となる日以降に、譲渡価格から既に支払った契約保証金を差し引いた額を速やかに支払ってください。譲渡価格完納と同時に所有権を移転します。譲渡価格完納後、物件取得者を義務者として課される公租公課等は、物件所有者の負担とします。所有権移転登記の手続きは市公社で行いますが、諸費用は物件取得者の負担とします。所有権移転後、現地にて現状有姿にて土地の引渡しを行うものとします。

- ⑥ 本件土地は土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に規定する土壌調査において、土壌汚染が判明し、全量場外持ち出しの処理済みです。同法に規定する調査及び措置を実施する場合は、物件取得者の責任と費用において行うこととします。
- ⑦ 本件土地に隠れた瑕疵がある場合は、物件取得者は、市及び市公社と協議し解決するものとします。
- ⑧ 本件について、譲渡契約締結日から引渡日までの間において、市及び市公社の責によらない理由により当該物件に滅失、毀損等の損害を生じたときは、物件取得者は、市及び市公社と協議し解決するものとします。

（3）禁止する用途

- ① 風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項又は第6項から第11項までに掲げる営業その他これらに類する業及びこれらの業に利便を図るための用に使用してはいけません。
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する利用を行ってはいけません。
- ③ 悪臭・騒音・粉じん・振動など近隣環境を大きく損なう用途に使用してはいけません。

（4）供給処理施設等

① 上水道

φ100mmの上水道管を市道歩道部に整備する予定です。隣接する道路から約1mの引込管（φ50mm）を1箇所敷設する予定で、令和5年10月頃に供給可能となる見込みですが、区画内における給水管・受水槽を含む給水施設等については物件取得者で整備してください。引込管の移設や径の変更等は恵那市水道環境部上下水道課と協議してください。別途、給水施設の新設に係る加入分担金、水道管引込工事にかかる手数料等が必要です。また、給水工事は恵那市指定給水装置工事事業者が行う必要があります。

問合せ先：恵那市水道環境部上下水道課水道総務係 電話0573-26-2111(代)

② 工業用水道

なし

③ 地下水

揚水可能量の調査は実施していませんので不明ですが、丘陵地のため水量の保証はできません。

④ 汚水排水

公共下水道の整備区域外ですので、工場排水及び生活排水とも合併浄化槽の設置が必要です。工場排水は各工場敷地内において有害物質の除去、滅菌等法定基準値以下に処理したうえで排水してください。調整池を介し河川に放流となります。

⑤ 雨水排水

工場敷地（平場）の外周に排水溝が設けてありますので、そこに誘導して接続してください。ただし、排水溝の応分雨水量が算定されていますので、建築設計時には流域図をご確認ください。

⑥ 電力

普通高圧電力（6,600V）の配電設備が申込から約3ヶ月で供給可能となる見込みです。供給の申込み、特別高圧電力等の供給については、中部電力パワーグリッド株式会社へお問い合わせください。なお、恵那西工業団地に隣接して、77kVの送電線が隣接しており、特別高圧電力の配電設備は申込から最短約2年で供給可能となる見込みです。

問合せ先：中部電力パワーグリッド株式会社中津川営業所 電話0120-924-695

⑦ ガス

プロパンガスでの供給となりますので、申込みはガス小売事業者にお問い合わせください。

⑧ 電話等通信回線網

NTT西日本の電話回線提供エリアです。申込み等については、電気通信事業者にお問い合わせください。なお、この地区はNTT西日本の光通信のエリア外ですので、利用を希望される場合は、個別に協議してください。

また、光回線については、株式会社アミックスコムへ申し込むことで利用することができますので、お問い合わせください。

問合せ先：NTT西日本 電話0120-765-000

問合せ先：株式会社アミックスコム 電話0120-927-528

⑨ 区画への車両出入口

区画への車両出入口については幅員14mで設置されていますが、新たに車両出入口を設ける場合（移設等を含む）は、恵那市建設部建設課と協議してください。

問合せ先：恵那市建設部建設課管理係 電話0573-26-2111(代)

⑩ 工場立地法及び緑地

製造業は工場立地法（昭和34年法律第24号）による届出が必要です。ただし、工場立地法に係る工業団地特例を適用予定であり、工場立地法に定める緑地の整備は大幅に省略される予定ですが、敷地内の緑化にご協力お願いします。

問合せ先：恵那市商工観光部商工課企業誘致推進室 電話0573-26-2111(代)

⑪ 防火水槽

各区画敷地内に防火水槽が設置してありますので、物件取得者において適切に管理してください。

⑫ その他

上記に係る費用、負担金等はすべて物件取得者の負担となります。

(5) その他留意事項

① 土地利用計画

区画、法面、道路等の配置は、土地利用計画平面図（図面①）のとおりです。

② 雨水排水区域

排水計画平面図（図面② 1～3）のとおりです。なお、各区画内に流域界が存在するため、事業実施にあたり流域界を変更しないようにしてください。

③ 地盤の状況

造成にかかる切土部分と盛土部分の状況は、造成計画平面図等（図面③ 1～5）のとおりです。盛土材料は当造成地内の切土部分の発生土を使用しています。造成前の地質調査試験等の閲覧を希望される方は、事務局までお問い合わせください。

問合せ先：恵那市商工観光部商工課企業誘致推進室 電話0573-26-2111(代)

④ 造成森林の維持管理

法面を含む幅約15mの造成森林は、開発計画において緩衝帯として位置づけられているため、形状変更等はできません。物件取得者において適正に整備、保全してください。

⑤ 建築行為

建築行為（用途変更を含む）については、岐阜県東濃建築事務所及び恵那市建設部都市住宅課と事前協議の上、進めてください。

問合せ先：岐阜県東濃建築事務所 電話0572-23-1111(代)

問合せ先：恵那市建設部都市住宅課 電話0573-26-2111(代)

⑥ 良好な環境の保全

物件取得者は、公害防止に関する諸法令を遵守することはもとより、操業開始までに恵那市と公害防止協定を締結し、良好な環境の保全に務めなければなりません。

問合せ先：恵那市商工観光部商工課企業誘致推進室 電話0573-26-2111(代)

⑦ 建築工事等施工中の環境保全対策等

物件取得者は、建築工事等施工中において関係法令を遵守するとともに、濁水や粉塵の抑制等、周辺環境へ配慮のうえ、施工を行ってください。

また、各区画の建築工事等が輻輳することが想定されますので、相互に調整のうえ、安全対策を行ってください。

⑧ 容認事項

ア 電柱等の設置

団地の電力等の供給のための電柱等を法面等に設置することについては容赦願います。

イ 雨水排水

地形上の都合により、一部分の敷地外の雨水が敷地内排水溝に流入することについては容赦願います。（B、C区画）

IV 募集手続き

1 スケジュール

募集要項の配布	令和4年5月30日（月）～7月29日（金）
質問書の受付	令和4年6月13日（月）～6月30日（木）
質問書の回答	令和4年7月8日（金）
提案書類の受付	令和4年7月19日（火）～7月29日（金）
提案審査	令和4年9月上旬～9月中旬（予定）
事業予定者の決定	令和4年9月中旬～9月下旬（予定）
土地売買契約の締結	令和4年10月（予定）
契約保証金の納付	令和4年10月（予定）
立地協定の締結	令和4年10月以降（予定）
造成工事の完成	令和5年9月26日（火）（予定）
土地譲渡代金の納付	令和6年1月（予定）
土地の引渡し	上記完了後、令和6年1月以降（予定）

2 募集要項の配布

(1) 期間 令和4年5月30日（月）～7月29日（金）

(2) 場所 事務局（恵那市商工観光部商工課企業誘致推進室）

※ 事務局での配布時間は、各日とも午前8時30分から午後5時15分まで（土・日曜、祝日（以下「休日」という。）を除きます。）

※ 恵那市ウェブサイトからダウンロードすることもできます

(https://www.city.ena.lg.jp/kanko_sangyo_business/kigyoyuchi_shien/9868.html)

3 質問書の受付・回答

(1) 資格 提案申込をしようとする者

(2) 受付期間 令和4年6月13日（月）～6月30日（木）（必着）

(3) 提出方法 質問書（様式1）に必要な事項を記入の上、電子メールにより提出してください。口頭、電話、FAX等による質問は一切受け付けません。

※ メールの題名は「恵那西工業団地募集質問書」としてください。

※ メールを受信後、1日以内（休日を除く。）に受信確認メールを送付しますが、受信確認メールが届かない場合は事務局までお問い合わせください。

(4) 回答方法

① 令和4年7月8日（金）午前10時までに、市のウェブサイトに掲載します。その際、質問者の名称は記載しません。（質問者に対する個別回答は行いません。）

② 審査基準に関する質問など審査会所掌事項に関する質問や提案又は事業実施上必要と認められない事項等に係る質問には回答しません。

③ 回答をもって、本募集要項の修正を行うことがあります。

※ 質問先メールアドレス kigyoyuchi@city.ena.lg.jp

※ 回答掲載先URL

(https://www.city.ena.lg.jp/kanko_sangyo_business/kigyoyuchi_shien/9868.html)

4 提案書類の受付

(1) 期間 令和4年7月19日(火)～7月29日(金)(必着)

※ 各日とも午前8時30分から午後5時15分まで(休日を除きます)

(2) 提案申込方法

提出書類を事務局(恵那市商工観光部商工課企業誘致推進室)へ持参又は郵送(追跡方法が分かる方法)により提出してください。

(3) 提出書類

ア 正本1部を提出する書類

① 提案事業者資格誓約書兼確認書(様式2)

② 役員一覧表(様式3)

③ 譲受申出価格調書(様式4)

※ 応募者名を記載した封筒に入れ、密封して提出してください。

④ 法人登記簿(履歴事項全部証明書)及び印鑑証明書(いずれも提案日前3か月以内に発行のもの)

⑤ 定款

⑥ 直近3年間の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書(剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書)及び事業報告書

⑦ 納税証明書(課税されている国税及び地方税について、管轄する税務署、都道府県及び市町村が発行する、未納税額がないことの証明書(提案日前3か月以内に発行のもの))

イ 正本1部、副本10部を提出する書類

① 分譲申込書(様式5)

② 土地利用計画書(様式6)

③ 施工計画表(様式7)(施設稼働までのスケジュール)

④ 施設配置図(様式自由(A3サイズ))

⑤ 提案事業者の概要(会社案内など)

⑥ その他参考資料

(4) 土地利用計画書の作成要領

① 文字の大きさ

提案書類に使用する文字の大きさは、12pt以上とします。(表内、注釈等を除きます)

- ② 使用言語及び単位
使用言語は日本語とし、数字は算用数字、単位はメートル法とします。
- ③ 使用通貨
日本国通貨とします。
- ④ 土地利用計画書下部中央部に通し番号（ページ番号）をつけ、片面印刷とし、左側綴じでレール式ファイルに製本してください。
- ⑤ 提案書の表紙中央に「恵那西工業団地分譲提案書」と記載し、その下部に提案事業者名を記入してください。

(5) 提案内容の変更

提案内容の変更は原則として認めません。ただし、事業予定者の決定後、法制度の変更などやむを得ない理由により、提案内容を変更する必要がある場合は、事業予定者は、市公社に対し提案趣旨を損なわない範囲で変更を申し入れることができます。また、事業内容の向上等を目的とした変更については、事業予定者はこれを市公社に対し、提案することができます。なお、いずれの場合も変更の可否は、市公社が判断します。

(6) 提案にあたっての留意事項

- ① 募集要項の承諾
提案事業者は、提案申込書の提出をもって、本募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。
- ② 提案費用の負担
提案に要する費用は、提案事業者の負担とします。
- ③ 提出書類が不足している場合は受理しません。

(7) 提案申込の辞退

提案事業者は、恵那西工業団地分譲募集への参加を辞退することができます。その場合は事務局に対して令和4年8月31日（水）までに辞退届（様式8）を提出してください。

5 提案書類等の取扱い

- (1) 提案書類の著作権は提案事業者に帰属します。
- (2) 提案書類の内容等については、審査結果の公表等必要な場合、市及び市公社が必要と認める範囲で公表できるものとします。ただし、下記(4)の内容は除きます。
- (3) 提案書類等については、市及び市公社が必要と認める範囲で提案事業者の同意を得て使用できるものとします。ただし、ただし、下記(4)の内容は除きます。
- (4) 提案書類等に関して市及び市公社が知り得た事項であって、提案事業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害すると認められるなどの理由により、秘密を要すると提案事業者から申し出のあった事項のうち、妥当と認められるものについて

ては、その内容を漏らさないものとします。

- (5) 市及び市公社は、提案書類等の取扱いにあたっては十分注意しますが、不測の事態により生じた損害等については責任を負わないものとします。
- (6) 提案書類等は一切、返却しないものとします。
- (7) 誤字等を除き提案書類等提出後の内容変更及び追加は、原則として認めません。ただし、やむを得ない事情があると市及び市公社が判断した場合には、内容変更及び追加を認めることがあります。
- (8) 提出された資料、データについては、事業予定者となった時点で恵那市情報公開条例又は恵那市土地開発公社情報公開規程の規定に基づき情報公開の対象となります。

V 事業者の選定

1 審査の方法

- (1) 事業予定者を選定するために、審査会を設置します。
- (2) 審査会は、本募集要項IV 4で提出された提案を、審査基準により総合的に評価します。
- (3) 審査会前に、必要に応じてヒアリングを実施する場合があります。
- (4) 審査会は非公開とします。
- (5) 市公社は、審査会の審査結果を踏まえ、評価の最も高かった者を事業予定者、次点のものを次順位事業予定者とします。
- (6) 事業予定者が合理性を欠く理由による辞退等により、市公社が損害を受けたときは、市公社は、当該事業予定者に対しその損害の賠償を請求することができます。

2 審査基準

(1) 審査項目

ア 譲受申出価格	50点
イ 事業遂行能力	30点
① 持続可能な企業運営（財務状況等）	
② 資金計画	
③ 事業計画	
ウ 環境等への配慮	30点
① 周辺環境等への配慮	
② 防災等安全対策	
③ 輸送計画	
エ 地域貢献度等土地利用計画の評価	40点
① まちづくりへの総合的寄与	
② 従業員の雇用等	
オ 本社機能移転等	20点
① 本社機能移転	
② データセンターの設置	

(2) 注意事項

- ア 本募集要項の土地利用条件等に合致しないものについては、審査の対象としません。
- イ 提案事業者が1者の場合でも、審査を行います。
- ウ 総合評価が6割未満の場合は、事業予定者及び次順位事業予定者として決定しません。

3 審査結果の通知

審査結果については、書面により全ての提案事業者に令和4年9月下旬（予定）に通知し、その後、公表を予定しています。

なお、審査結果に対する質問又は異議については、一切受け付けません。

VI 違約金

物件取得者が、本募集要項Ⅲ 2（1）に規定する土地利用の用途に違反したときは、物件取得者は、譲渡価格の100分の20に相当する額を違約金として、市公社に支払うものとします。

VII その他

土地売買契約は、日本国の法令に準拠します。

契約に係る訴訟は、岐阜地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。

●助成措置のご案内

・恵那市企業等立地奨励金

恵那市では、新たに企業等が立地した場合、立地場所や業種、投資規模等の一定の要件を満たせば、以下の奨励措置が受けられます。

- ①投下資本額の10%（最大5千万円）を交付
- ②5年間にわたり、投下資本額に対応する固定資産税相当額を奨励金として交付

奨励措置を受けるための要件（抜粋）

業種：製造業、情報通信業、運輸業・郵便業、学術研究及び専門・技術サービス業
立地場所：都市計画法で定めた工業専用地域（恵那西工業団地は工業専用地域）
投資規模：投下資本額が、2億円以上（中小企業の場合は1億円以上）

注：その他細かい要件等もありますので、詳しくは事務局までお問い合わせください。

恵那市商工観光部商工課企業誘致推進室

〒509-7292

岐阜県恵那市長島町正家一丁目1番地1

TEL (0573) 26-2111(代)

URL <https://www.city.ena.lg.jp/>

[kanko_sangyo_business/kigyoyuchi_shien/2811.html](https://www.city.ena.lg.jp/kanko_sangyo_business/kigyoyuchi_shien/2811.html)

・岐阜県企業立地促進事業補助金

岐阜県では、新たに企業等が立地した場合、業種により投資規模や雇用等の一定の要件を満たせば、奨励措置が受けられます。詳しくは、下記へお問い合わせください。

岐阜県商工労働部企業誘致課

〒500-8570

岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁10階

TEL (058) 272-1111(代)

URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/3836.html>

お問い合わせ

恵那市 商工観光部 商工課 企業誘致推進室（恵那市土地開発公社）

〒509-7292

岐阜県恵那市長島町正家一丁目1番地1

TEL 0573-26-2111(代) FAX 0573-26-2861

E-mail kigyoyuchi@city.ena.lg.jp